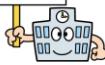


7



いじめ

ポイント

- ◎ いじめの早期発見・早期解決に努める。
- ◎ 担任一人で、抱え込まない。
- ◎ 学級内人間関係の改善を図る。
(エンカウンターなどの実施)

いじめ問題発見

いじめの全体像を把握



教頭(校長)に報告

いじめ防止委員会で



対応を協議



児童への指導 保護者への協力依頼



専門機関への相談

- 担任は、アンテナを高くして、学級児童の人間関係を把握しておく。
- 訴える側の声に十分耳を傾ける。些細な行為でも、それをされる側にとっては“苦痛”と感じることがあることに留意する。

1. 定期的なアンケートなどからいじめの早期発見に努める。

(保護者からの連絡・本人の訴え・周りの児童からの連絡・教師の発見などから)

2. 関係者からの話を総合して、いじめの全体像をつかむ。
3. いじめの実態を教頭(校長)に報告する。
4. いじめ防止委員会を開き、認知判断や今後の指導について検討する。
必要に応じ職員集合し情報共有を行う。

- * いじめは絶対に許さないという気持ちで、協議し対応する。
- * 担任一人で抱え込まない。

〈神埼市教育委員会への第1報〉

5. 加害児童、被害児童に対して個別に指導する。
 - * 被害児童の保護・援助
 - * 学級ない人間関係の改善
6. 保護者への対応をする。
被害児童、加害児童双方の保護者と個別に面談し、いじめの現状、指導の経過、今後の対応について説明し、理解と協力を得る。

〈神埼市教育委員会へ報告〉

7. 指導を継続していく。
8. 必要に応じて、専門機関の指導を仰ぐ。